

基地対策関係施策の 充実強化に関する要望

我々基地を抱える関係市町村議会は、飛行場における航空機騒音や墜落事故、演習場における誤射・山火事、在日米軍による事件・事故などが発生している状況において、基地に対する周辺住民の理解と協力を得るため、生活環境の整備や住民福祉の向上等に鋭意努力しているところである。

しかしながら、基地関係市町村は、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対して交付されている基地交付金・調整交付金(総務省所管)については、基地所在に伴う特別の財政需要等に鑑み、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業(防衛省所管)が実施されている。

よって、国においては、基地関係市町村の特殊性を十分ご賢察いただき、別記事項の実現を図るよう、基地関係187市町村議会が加盟する全国市議会議長会基地協議会として強く要望する。

平成24年11月

全国市議会議長会基地協議会
会長 神田 隆彦
(呉市議会議長)

基地対策関係予算の所要額確保 に関する重点要望

1. 基地交付金・調整交付金(総務省所管)の増額確保

平成 25 年度予算において、基地交付金 275 億 4 千万円(対前年度比 8 億円増)、調整交付金 70 億円(対前年度比 2 億円増)の概算要求額を満額確保すること。

2. 基地周辺対策経費(防衛省所管)の所要額確保等

(1) 平成 25 年度予算において、基地周辺対策経費 1,215 億円(歳出ベース・対前年度比 30 億円増)を確保すること。

また、基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたことは評価されるものであるが、今後更に緩和を図ること。

(2) 在日米軍再編に伴い負担増となる市町村に対しては、十分な支援措置を講ずるとともに、再編に伴い現行の基地対策関係予算に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

基地対策関係施策の充実強化に関する要望

I. 基地交付金・調整交付金の増額確保等について

1. 基地交付金・調整交付金の増額確保等

(1) 基地交付金・調整交付金の増額確保

今年度は固定資産税の評価替えの年度に当たるため、基地交付金・調整交付金については、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、増額すること。

また、東日本大震災による被災市町村の交付金の算定に当たっては、当該市町村の財政に及ぼす影響を考慮し、引き続き適切な措置を講ずること。

(2) 固定資産税相当額の確保等

基地交付金は、固定資産税の代替的性格を基本とするため、固定資産税相当額(固定資産評価額の100分の1.4)を確保すること。

対象資産のうち、都市計画区域にあるものについては、都市計画税相当額を基地交付金に反映すること。

(3) 基地交付金の算定

基地交付金の算定に当たっては、前年度に比べ減額配分とならないよう考慮するとともに、翌年度の算定見通しに関する情報を早期に提供すること。

財源超過団体に対する交付金減額措置を緩和または廃止すること。

(4) 在日米軍再編等に伴う激変緩和措置

在日米軍再編等に伴い対象資産が減少する市町村に

対しては、当該市町村の財政に及ぼす影響を考慮し、急激な交付金の減額が生じないように、激変緩和措置を講ずること。

(5) 対象資産の範囲拡大

次に掲げる施設をはじめ、自衛隊の使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

(ア) 駐屯地、港湾施設、超長波送信所をはじめとする通信施設(平成17年度より対象資産に追加されたレーダーサイト及び特定の通信所以外の施設)、補給処、学校、病院、地方協力本部等

(イ) 飛行場施設のうち、リンクトレーナー、着陸誘導訓練施設、管理棟、倉庫等

(ウ) 演習場のうち、しょう舎施設

米軍及び自衛隊の使用する飛行場周辺等の国が買い上げた土地を対象資産に追加すること。

米軍等の制限水域を対象資産に追加すること。

米軍からの返還財産については、国の跡地利用計画の決定前は対象資産として存続させること。

(6) 対象資産の適正な価格改定と通知

国有財産台帳価格を固定資産評価額と著しい格差が生じないように適正な価格に改定すること。

また、基地交付金の額の通知に当たっては、施設及び種類毎に面積及び価格を明示すること。

(7) 調整交付金の算定

調整交付金の算定に当たっては、対象資産や価格等の算定根拠及び配分基準を明らかにすること。

(8) 地方税法の特例に伴う市町村税減収額の全額補てん
日米地位協定の実施に伴う地方税法臨時特例法第 3
条の規定により、非課税となっている米ドル支弁資産
に係る固定資産税や、米軍人、軍属及びその家族に係
る市町村民税等の地方税減収額を全額補てんするこ
と。

2. 地方財政措置の拡充

(1) 普通交付税措置の拡充

基地関係渉外事務費や防音施設の維持管理費及び基
地対策事業に係る地方債の元利償還等に対する普通
交付税措置を拡充すること。

(2) 特別交付税措置の拡充

基地関係市町村が、基地対策経費として一般財源に
より対応している特別な財政需要に対する特別交付
税措置を拡充すること。

(3) 地方債措置の拡充

「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」
を根拠とする基地対策事業に係る市町村の一般財源
負担分について、地方債措置を拡充すること。

Ⅱ．基地周辺対策の充実強化について

1．基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺住民の基地に対するさらなる理解と協力を得るため、平成 25 年度政府予算において、障害防止事業、住宅防音事業、民生安定助成事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び米軍再編交付金をはじめとする基地周辺対策経費の所要額を確保すること。

2．障害防止事業の充実強化

(1) 補助対象施設・範囲の拡大及び適用基準の緩和

自衛隊等の機甲車両等による走行や射撃訓練、航空機の離着陸等による障害を防止・軽減するため、全ての障害を受ける施設を補助対象とするとともに、音響の強度及び頻度の適用基準を緩和すること。

また、障害防止事業により整備した施設等の維持管理費についても、補助対象とすること。

(2) 補助額の引き上げ

建設工事の補助額を引き上げること。

(3) 騒音防止事業(一般防音)の充実強化

環境整備法(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律)第 3 条第 2 項に規定する公共施設等の騒音防止事業の補助対象施設を拡大するとともに、補助率を引き上げること。

学校、病院等の防音事業関連維持事業については、飛行経路の変更等があった場合でも、空調機器の維持管理費への補助を継続すること。

(4) その他

機甲車両等の走行に伴う泥土や粉塵、重火器等の使用に伴う振動や低周波等による被害を防止・軽減するため、抜本的対策を講ずること。

共同受信施設の老朽化に伴う更新の際には、都市型ケーブルテレビとの共同工事により復旧整備を図るとともに、施設の維持管理費を補助対象とすること。

3. 住宅防音事業の充実強化

(1) 補助対象区域の拡大等

環境整備法第4条に規定する飛行場等周辺地域における騒音基準値(現行75W以上の区域)を航空機騒音の環境基準値(現行70W以上の区域)まで引き下げるとともに、騒音被害の実態に即して補助対象区域を拡大すること。

航空機騒音に係る環境基準の一部改正により、平成25年4月1日から評価指標がW値からLdenに移行された場合においても、補助対象区域が縮小されることのないようにすること。

(2) 補助対象施設・範囲の拡大等

騒音区域指定後に新築・増改築された家屋を補助対象とすること。また、追加防音工事実施後の人員増の場合も世帯人員に応じた工事を実施すること。

防音用機材(空気調和設備機器等)の機能復旧等に要する経費を全額補助すること。

住宅防音工事を実施した全世帯の防音関連維持管理費を補助対象範囲とすること。

住宅防音工事は全て第 Ⅰ工法（現行は 80W 以上の区域にのみ適用）で実施すること。

事務所、店舗等についても防音工事の対象とすること。

航空機騒音等の測定費用についても助成すること。

4．移転措置事業等の充実強化

(1)移転対象範囲・基準の拡大

環境整備法第 5 条に規定する移転対象 (90W 以上の第 2 種区域) の範囲を拡大するとともに、対象区域指定後に建築された建物等についても対象とすること。

(2)緑地帯等の整備

環境整備法第 6 条に規定する緑地帯及び緩衝地帯の整備に当たっては、周辺住民の生活環境改善に資するよう、地域の特性に見合った適切な緑化整備を行うこと。

(3)移転跡地の管理

移転の補償に伴い国が買い入れた土地について、適正な管理を行うこと。

5．民生安定助成事業の充実強化

(1)補助対象区域・対象施設の拡大

環境整備法第 8 条に規定する民生安定助成事業の補助対象区域を、防衛施設周辺の市町村全域に拡大するとともに、補助対象施設を拡大すること。

(2)補助対象範囲の拡大

民生安定助成事業により整備した施設の維持管理

費等を補助対象とすること。

N H K 放送受信料の免除区域を拡大するとともに、全額を免除すること。

特殊消防車両等消防設備の助成枠及び対象経費を拡大すること。

(3)採択基準及び適用基準の緩和

採択基準及び適用基準を緩和するとともに、補助額の算定に係る基準面積及び基準定額を引き上げること。

6．特定防衛施設周辺整備調整交付金の充実強化

(1)補助対象施設・範囲の拡大

交付金の補助対象施設・範囲のさらなる拡大を図るとともに、増額すること。

(2)特定防衛施設及び対象市町村の拡大

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を拡大すること。

7．損失補償の充実強化

農業等就労障害に係る補償対象区域を拡大して実情に応じた補償を行うとともに、補償単価及び補償額を引き上げること。

8．事務の簡素合理化等

障害防止事業、住宅防音事業、民生安定助成事業及び損失補償申請等に係る事務手続きを簡素合理化するとともに、事業工期を短縮化すること。

また、各事業の補助金及び交付金の交付決定を早期に

行うとともに、配分方法を実態に即して改善すること。

9. 基地周辺安全対策の徹底等

(1) 安全対策の徹底

米軍及び自衛隊の航空機の飛行、艦船の航行、危険物等の移送管理及び演習に伴う事故防止のため、基地周辺における安全対策を徹底すること。また、事前に十分な情報提供を行うこと。

米軍及び自衛隊の航空機による低空飛行や離着陸訓練は、激しい騒音が発生するとともに、墜落事故等があった場合には甚大な被害が予想されることから、飛行自粛の措置を講ずること。

(2) 事件・事故等への迅速な対応等

基地所在に起因する事件・事故等が発生した場合には、その実態を速やかに地元市町村に報告するとともに、原因を早急に究明し再発防止に万全を期すること。

また、事故被害に対しては、速やかに十分な補償措置を講ずること。

(3) 基地の防災対策の強化

東日本大震災の経験を踏まえ、自衛隊基地が有する防災時の拠点機能を高め、また災害派遣機能を維持するため、基地施設そのものの防災対策を強化すること。

10. 在日米軍の再編に伴う支援措置等

(1) 基地周辺市町村への情報提供等

在日米軍の再編など、基地機能・運用が変更される場合には、具体的な内容について早期に情報提供を行うとともに、地元市町村の意見を十分に尊重すること。

(2)再編交付金の所要額確保

再編交付金については、関係自治体の要望を踏まえ、所要額を確保すること。

(3)協定の遵守

在日米軍再編等に伴い地方公共団体と国等が、騒音対策や地域振興策、市民の安全・安心対策及び訓練形式等に関して締結した協定を確実に遵守すること。

(4)在日米軍と住民との交流促進

在日米軍施設の所在する市町村は、周辺住民に米軍に対する理解を深めてもらうため交流事業を積極的に行っているが、国においても、在日米軍と周辺住民との交流を図るための事業を促進すること。

(5)S A C O 交付金の交付

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）合意に係る沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施訓練に関し、訓練の年度計画が公表された後、米軍の運用都合等により、演習場関係市町村の意向と何ら関わらずに訓練が中止される場合には、SACO交付金を予定通り関係市町村へ交付すること。

11. 地元産業活性化の促進

基地関係市町村の地元産業を活性化するため、防衛施設における糧食、物件の地元調達を促進するとともに、防衛施設関係工事及び維持修繕等の地元企業の受注機会を確保すること。